

2020年代の中国知的財産制度の動向

黒瀬 雅志*

2018年から2020年にかけて、中国において多数の法改正がなされ、最高人民法院の司法解釈(意見募集稿)が公表されている。中国の知財制度は、第4次産業革命、米中貿易摩擦など、様々な要因で急速に変化しているが、本稿では、セミナー、ニュースレターなどではあまり触れられていない中国政府が公表する知財政策に注目し、2020年代の中国知財制度の動向について概説する。

1. 知財大国から知財強国へ

(1) 知財大国

目標を掲げて知財制度の改革を進めている中国にとって、2020年はそのマイルストーンとなる年である。知財政策に関する多くの中長期的な計画が、その目標年を2020年に置き、実施されてきた。

その代表的なものが「国家中長期科学技術発展企画綱要」(2006年～2020年)であり、2020年までの15年間の科学技術政策を定めたものである(2006年2月9日国務院公布)。中国は2020年までに自主创新(イノベーション)能力を向上させ、その発展目標として

- 1) 研究開発投資をGDP比2.5%以上、
- 2) 科学技術進歩貢献率を60%以上、
- 3) 対外技術依存度を30%以下、
- 4) 発明特許件数及び科学論文被引用数の両方で世界5位以内にランクされることを掲げている¹⁾。また、その重要政策として9項目の政策が掲げられているが、その中には「導入技術の消化、吸収、再創新を強化」、

「知財戦略と技術標準戦略を実施」、「軍民融合、軍民転換のメカニズムの実現」など、その後の中国の科学技術の発展を特徴づける重要な戦略的政策が含まれている。この綱要においては、知財戦略が技術開発戦略において重視され、続いて「国家知的財産権戦略綱要」が公布された(2008年6月5日国務院公布)。この知財戦略綱要においては、2020年までに、中国を知財の創造・活用・保護・管理能力が比較的高い国に構築すると述べられている。

その後、「全国専利事業発展戦略」(2011年～2020年)、「国家知的財産戦略行動計画」(2014年～2020年)、「『十三五』国家知的財産権保護及び運用計画」(2016年～2020年)など、2020年を達成年とする具体的目標値を掲げた政策が発表され、出願登録件数、知財紛争処理件数などで、中国は世界第一位の知財大国となった。

(2) 知財強国

2020年以降の中長期科学技術発展戦略として掲げられた「中国製造2025」(2015年5月発表)は、中華人民共和国建国100周年(2049年)までに「世界の製造大国」になるという目標を掲げ、科学技術力により、総合力で世界の製造強国のトップに立つという野心的な戦略である。また翌年に発表された「国家創新駆動発展戦略綱要」は、2050年までに世界における科学技術強国となるための戦略を示したもので、知財制度をイノベーションの保障作用を果たすものと位置づけ、その作用の効果(エンフォースメント)の強化を掲げている。これら2つの長期戦略は、30年後には事実上、中国の科学技術力が世界の

1-この目標はほぼ達成されている。

トップに立つという目標を掲げたものであり、米国に強い警戒心を生じさせた。このため最近では、これらの長期戦略を引用する政策発表は影を潜めているが、国家主導により科学技術力を強化することは、中国にとって、国内外の諸問題を解決し、富強大国を目指すためには必須の戦略であり、これらの戦略が中止、あるいは軌道修正されているわけではない。

米中貿易摩擦の激化により、最近では、中国が強国を目指すということをストレートに掲げた科学技術政策、とりわけ数値目標を示した中長期戦略は公表されていない。しかしながら、知財制度の分野においては、第4次産業革命を意識し、知財権の数から質への転換を図り、知財権を活用して国際競争力を強化し、中国の経済成長を促進するという、知財強国政策が打ち出されている。とりわけ知財権のエンフォースメントを重視する政策を実現するために、法改正、政府組織の改革、ハイレベルの知財専門家の育成など、その環境整備が積極的に実施されている。

中国の知財制度改革は、現在多岐にわたって進行しているが、本稿では、今後の知財制度改革の動向を検討すると共に、最近の注目すべき法改正について述べる。

2. 最近公表された中国の知財政策

中国では、2019年10月末、中国共産党第19期中央委員会第4回全体会議（四中全会）が開催され、中国共産党による施政方針が表明された。その筆頭に挙げられたのは「党の指導制度システム」であり、党の指導を統治システムの中核に位置付けた上で、立法・司法・行政の在り方を規定している。米中貿易摩擦など対中制裁が強まり、海外から中国法制度の改正要求が出される中、党の指導を強化したものと思われる。中国の知財政策を研究する場合、中国共産党の意見に注目しなければならない。

(1) 「知的財産権保護の強化に関する意見」

四中全会の終了後の記者会見では、知財権保

護制度の整備、営業秘密の保護強化などを進めるという方針が示されたが、それを受けて中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁は「知的財産権保護の強化に関する意見」を発表した²。

この「意見」において、「知財権の保護はイノベーションの保護である」という理念が示され、知財制度改革の方針として知財権の保護強化を重視するとしている。具体的な目標としては、

- ① 2022年までに、侵害の多発事象は効果的に抑制され、権利者による権利擁護が遭遇する「立証が難しく、周期が長く、コストが高く、賠償が低い」局面は明らかに変わる。
- ② 2025年までに、知財権保護への社会の満足度は高いレベルまで達し、保護能力は効果的に向上し、保護システムは更に完備し、知識の価値を尊重する商業環境は更に最適化され、「革新の奨励」という知財権制度の基本的な保障作用はもっと効果的に発揮される。

を掲げている。

この目標実現に向け、23項目の意見が示されているが、以下のような内容が注目される。

- 1) 権利侵害行為への懲戒の強化
懲罰的損害賠償制度の構築、重点分野における行政摘発の強化
- 2) 証拠の基準を厳格に規範化する
司法、行政法執行、仲裁、調停など様々なルー
- 3) の証拠基準の規範化、権利者の立証責任負担の軽減
- 3) 新業態・新分野の保護制度の整備
薬品特許期限延長制度の検討、越境電子商取引の知財保護規則の確立
- 4) 専門的技術のサポートを強化する
行政法執行、司法活動に技術調査官制度を導入、損害評価制度の研究、司法鑑定機構の専門化
- 5) 簡易な事件・紛争の迅速な処理を推進する
電子商取引プラットフォーム、展示会、専門市場、輸出入などにおける行政法執行、仲裁、調停など、迅速処理のルートの構築
- 6) 海外での権利保護援助サービスを強化する

海外知財紛争の警戒メカニズムの改善、海外権利専門家顧問メカニズムの確立

このような党の意見に基づき、2020年代前半においては、知財権侵害に対する罰則の強化、侵害事件の迅速な解決、行政法執行の重視などの政策目標が、法改正、指針(ガイドライン)、組織改革などで実施化されていくものと予想される。

(2) 「2020-2021年における『知的財産権保護の強化に関する意見』の徹底・実行の推進計画」

前記「知的財産権保護の強化に関する意見」に基づき、国家知識産権局が、その実行を推進するために、今後2年間の計画を発表した³。

計画は、知財関連法規の制定・改正、行政法執行・司法の強化、知財の迅速な保護など、8課題に分類され⁴、全体で133項目について、それぞれの推進計画が述べられている⁵。

例えば今後2年間に以下のような計画が実施される予定である。

①特許法改正

第4次専利法改正の推進、懲罰的損害賠償制度の導入、特許権の有効期間の延長、医薬特許権の保護強化、特許審査指南の改正など。

②著作権法改正

著作権法改正の推進、懲罰的損害賠償制度の導入、法定賠償額の上限を大幅に上げる。

③商標法改正

状況によって商標法を改正し、保護強化を図る。

④民法典制定

民法典権利侵害責任編に、知財権の懲罰的損害賠償条項の導入を推進する。

⑤刑法改正

営業秘密侵害罪の関連条項を整備し、営業秘密侵害罪の執行強化を図る。

⑥最高人民法院による司法解釈の制定

「営業秘密に係る紛争事件の審理」、「特許権付与・権利確定に係る行政事件の審理」などの司法解釈を制定する。

⑦「一带一路」参加国との連携

「一带一路」参加国とのハイレベル会議を開催、参加国とのPPHプログラムを持続する。

(3) 「2020年の国家知的財産権戦略の実施深化と知的財産権強国の建設加速に関する推進計画」

上記国家知識産権局の推進計画に加え、国務院知的財産戦略実施業務部局間連合会議弁公室(連合会議弁公室⁶)が、前記「知的財産権保護の強化に関する意見」に基づき、2020年度の推進計画を公表した⁷。この推進計画は、連合会議弁公室を構成する各政府機関にそれぞれ実施事項の役割分担をさせたものであり、どの機関が2020年にどのようなことを行うのかが具体的に示されている。また米中合意内容の履行に向けての作業を進めることも含まれており(83条)、この推進計画において米中貿易摩擦を意識していることが伺われる。

総計100の推進計画が掲げられているが、以下の内容が注目される(各機関の役割分担を示したものであり、計画の内容は上記国家知識産権局の推進計画と重複するものもある)。

①知財関連法の整備(22条、24条)

国家市場監督管理総局、国家知識産権局：
特許法改正、実施細則、特許指南の改正
最高人民法院、最高人民検察院、公安部：
特許、商標、営業秘密、不正競争等の領域における民事訴訟、刑事訴訟に関する司法解釈の起草⁸

②知財権の司法保護の強化(49条)

3-2020年4月20日公表、<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1147678.htm>

4-1) 知財関連法規程の制定、改正、2) 行政法執行、司法保護の強化、3) 知財保護メカニズムの整備、4) 知財保護の迅速化、

5) 知財保護に関する対外交流の拡大、6) 知財保護における資源の保障の強化、7) 知財保護に対する宣伝及び文化建設、

8) 知財保護組織の保障の強化

5-各項目には、推進中または完了すべき期限が示されている。

6-国家知識産権局が主導し、最高人民法院、最高人民検察院、教育部、公安部、財政部、海関総署、市場監督管理総局など31の部局と部署が共同で設立。各部門や部署の作業を調整し、国家知財戦略を効果的に実施し、知財強国の建設を加速することを目的とする。

7-2020年5月15日公表、<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1148642.htm>

8-すでに多くの司法解釈が起草され、意見募集が行われている。

最高人民法院：

知財権関連の民事、行政、刑事裁判の「三合一」業務⁹を推進、その裁判の指導意見を制定

③知財権の行政保護の強化(39条)

国家知識産権局：

商標権侵害判断基準の制定、知財権侵害紛争の鑑定技術サポートシステムの試行、特許権侵害紛争の行政裁決と特許の権利確認手続きの協働体制の確立

④知財権の質の向上(59条)

国家知識産権局：

非正常特許出願、悪意の商標出願を規制するための有効なメカニズムの構築、実用新案、意匠、商標出願に対する資金援助及び 奨励を全面的に取り消す。

⑤米中経済貿易協議(第一段階)の知財権の章に関する作業の実施(83条)。

商務部、外交部、国家知識産権局：

米中合意内容の履行に向けての作業、EUとの地理的表示協定発効に向けた準備を進める。

新しい知財戦略の推進を、国家知識産権局がリードしていることが伺われる。また、質の悪い実用新案、意匠が大量に出願されていること、冒認出願など悪質な商標出願が多いという問題に対処するため、実用新案、意匠、商標出願に対する奨励金を全面的に禁止するということが注目される。

この他に、「知的財産権保護の強化に関する意見」に基づいて、国家市場監督管理局より行政処罰を強化するための「2020年知的財産権法執行『鉄拳』行動プラン¹⁰」が公表されている(誌面の都合により説明は省略する)。

3. 知財関連機関の機構改革、資格制度改革

知財権の保護強化を推進するため、知財関連機関の機構改革、資格制度改革が実施されている。

(1) 裁判所の改革

①知財案件を審理する裁判所システム

「1+3+21」知財法院・法廷システムにより、知財案件の審理の品質・効率の向上及び各地方における審理基準の統一を図る試みが行われている。

「1」は、最高人民法院・知的財産法廷、「3」は北京知的財産法院、上海知的財産法院、広州知的財産法院、「21」は南京、蘇州、武漢、成都、合肥、福州、深圳、杭州、寧波、濟南、青島、西安、天津、長沙、鄭州、南昌、蘭州、長春、ウルムチ、海口、アモイの各中級人民法院の知的財産法廷である。

これらの裁判所においては、専門性の高い知財訴訟審理が期待される¹¹。

②インターネット裁判所

最高人民法院の「インターネット白書¹²」によれば、2019年10月末までに、杭州、北京、広州のインターネット裁判所で約12万件のインターネット関連訴訟を受理し、約8万8000件が結審した。審理全体にかかる期間は38日と、従来の伝統的裁判手続きに比べ半分以上短縮された。また、北京インターネット裁判所には、2020年4月末に「バーチャル法廷」コントロール室が開設され、新型ウイルス感染流行中は、裁判官は裁判所に行かなくても法廷審問が行えるようになった。同裁判所は、2020年5月までにすでに1万4000件の案件を受理し、8000件が結審している¹³。

中国は、司法活動のオンライン化、AIの活

9-民事、行政、刑事案件を統一して集中的に審理するという裁判体制。

10-https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20200428_jp.pdf

11-受理件数が増加している北京、上海などの裁判所では、訴訟手続きが遅れる傾向にあり、早期の判決を得たい場合には、比較的余裕のある地方の裁判所に提訴するケースもある。上訴審が最高人民法院となることから、地方保護主義的な判決は出されなくなっている。

12-<https://trademark.jp/ip/detail/483>

13-2020年5月16日付新華網 http://jp.xinhuanet.com/2020-05/16/c_139062058.htm

用などにより裁判所のインテリジェント化を促進しており、訴状の自動作成システム¹⁴、訴訟リスク評価システム¹⁵などが、すでに多くの裁判所に導入されている。

③裁判所における審理の公開

「中国裁判公開網」(中国庭審公開網)¹⁶にアクセスすると、中国全土の裁判所において審理されている事件をリアルタイムで傍聴することができる。例えばトップページに表示される中国の地図から北京を選び、さらに表示された北京の裁判所リストから「北京知識産権法院」をクリックすると、現在「北京知識産権法院」で審理されている知財裁判をライブ配信の状態で視聴することができる。また、当日の配信(庭審直播)、今後の配信予定(庭審預告)、過去の配信(直播回顧)を選択すること、あるいは案件番号、会社名などを入力して関連情報を入手することなども可能である。

裁判所での審理の状況がライブ配信されることは、訴訟当事者にとって緊張感を伴うと共に、裁判官にとっても負担のように思えるが、公正な法的保護を実現する上での効果は高い。日本企業が当事者となった案件の訴訟手続きを、日本からネットを通じて、誰でもリアルタイムで視聴可能である。

中国の司法改革は、法律のみならず、裁判所においても日本とは比べものにならないスピードで進行している。

(2) 行政機構改革

①国家市場監督管理総局の新設

2018年3月に開催された全国人民代表大会において、国務院機構改革案が可決され、知財権に係る中央管理機関が大きく変更された。また、地方の知財行政機構も改革されたが、地方

の機構改革は全国一律ではなく、地方の状況に応じた組織改革になっている。

(中央政府レベルの知財権に係る機構改革については、すでに多くの解説がなされているので説明は省略する¹⁷)

今回の機構改革により、国家市場監督管理総局内で、特許、商標の出願審査、登録業務を行う国家知識産権局と、特許権、商標権の法執行を行う執法査察局とに職責の分離がなされたことにより、それぞれの機関の業務効率を上げることができるようになった¹⁸。また、国家市場監督管理総局という統合された知財権の行政法執行システムができたことで、知財権のエンフォースメントにおいて行政法執行能力が強化されたと言えよう。

この知識産権局と市場監督管理局の職責の分離は、地方の知財行政機構改革においても行われている。

②地方の状況に応じた知財保護政策を実施

地方の知財行政改革において注目されるのは、地方の機関に、より多くの自主決定権を付与し、地方の状況に応じた機関を設置し、その機能を発揮することを許可したことである。広大な中国においては、経済発展状況、産業構造などが地方により大きく異なっており、知財行政を全国一律に実施するのではなく、各地方の状況に応じた知財行政を行う方が効果的である。

例えば北京市に設立された「北京市知的財産権保護センター¹⁹」においては、「技術分析師」制度を設け、特許侵害事件の処理の促進を図っている。また、深圳市では「深圳経済特区知的財産権保護条例」を設け、行政法執行のサポートをする技術調査官を配備し、懲罰的罰金、信用監督管理などを導入し行政罰の強化が図られている。

14-当事者の訴状作成をサポートするもので、裁判所に設置された「スマート訴状一体機」を用いて、案件に関するアンケートに答えると、ビッグデータとAIを通じて分析が行われ、自動的に訴状が作成される。現在16種類の案件に対応しているが、知財案件にはまだ利用できない。(出典:熊琳「中国社会を變貌させるアプリビジネス及びインターネット裁判所」
https://www.jftc.go.jp/cprc/katsudo/bbl_files/241st-bbl.pdf)

15-当事者が訴訟提起前に訴訟リスクとコストを知ることができるシステム。当事者が自身の状況に基づき、画面上の設問に答えると、システムが自動的にスマート評価を行い、訴訟リスク評価報告書を入手することができる。(出典:上掲注14)

16-<http://tingshen.court.gov.cn/>

17-例えば、JETRO北京事務所「中国国家機構改革の最新動向」2018年5月、

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/ab8b97d662927663/201805cnrp.pdf

18-「中国の組織再編による知的財産エンフォースメントへの影響に関する調査」2020年3月、JETRO北京事務所・知的財産権部

19-「知的財産権保護センター」(IPPC)は、国が作成した知財政策を、地方が実行する行政機関として、中国の各地方に設立されている。

(3) 知財専門家の資格を厳格化

①「国家統一法律職業資格考試実施弁法」

(司法部 2018年 4月 公布)

中国では法曹資格を付与するために全国統一の司法試験が実施されている²⁰。裁判官、検察官、弁護士、公証人などの資格を得るためには、この司法試験(国家統一法律職業資格考試)に合格しなければならないが、2018年からはこの対象を法律職公務員及び仲裁人にまで広げた。行政処罰決定審査、行政不服審査、行政判断等の権限を有する公務員は、法律職公務員の資格を必要とし、今後は司法試験を通して選任されることになる。すでに地方の知識産権局、旧工商行政管理局などには、行政判断権限を有する公務員が多数勤務しており、これらの公務員に新たに資格試験を強要するものではないが、今後新しく法律職公務員になるには、裁判官、弁護士達と同様に司法試験に合格しなければならなくなる。

地方に設けられた市場監督管理局には、すでに司法試験に合格した法律職公務員が配置されているが、まだ数は少ないとのことである。今後は知財紛争の行政処理の場面においても、高い法律的専門知識を有する法律職公務員が審査するケースが増えて来るものと予想される²¹。

②代理人としての責任と罰則の強化

改正「専利代理条例」が施行され(2019年 3月 1日 施行)、専利代理人の名称を、専利代理人と変更すると共に、その代理人としての責任と罰則を強化した。専利代理師の業務は、抽出検査方式で検査され、非正常専利出願²²を代理した専利代理事務所は、業務許可証の取り上げ、罰金など法律による処罰を受ける(第四章法的責任)。

商標出願の代理人については、特許のような

厳格な資格試験は課せられていないが、冒認商標出願の代理など、使用を目的としない悪意のある商標出願の代理行為を行った場合には、市場監督管理部門により過料が科せられると共に、犯罪に該当する場合には刑事責任が問われることになる(改正商標法 68条 1項 3号)。

質の悪い大量の特許出願、商標出願を抑制するために、これらの出願の代理行為を行う悪質代理人の処罰が強化されている。

4. 行政ルートによる特許権侵害紛争処理の増加

(1) 急増する特許権侵害紛争における行政摘発件数

特許権侵害紛争に対して、中国では裁判所に提訴する「司法ルート」と、知識産権局に行政処理を求める「行政ルート」があるが(特許法 60条)、最近の特徴として、行政ルートによる紛争処理件数が急増している。国家知識産権局の専利統計年報²³によれば、2010年に全国の知識産権局が受理した件数が 1,077件(結審件数 712件)であったが、2018年には受理件数 33,976件(発明 6,821件、実用新案 12,028件、意匠 15,127件)、結審件数は 33,256件(発明 6,490件、実用新案 11,909件、意匠 14,857件)と、受理件数は約 32倍、処理件数は約 47倍となった。また国家知識産権局が公表した「2019年中国特許調査報告²⁴」によれば、特許侵害事件の救済ルートとして特許権者が最も希望する解決方法はというアンケートに対して、「特許管理部門による職権処理」(行政ルート)と回答した者が全体の 55.6%を占めた²⁵。中国では多くの特許権者が行政ルートによる紛争処理を求めていることが分かる。

20-ただし、試験合格者の共通の司法修習制度はなく、研修は機関ごとに行われる。

21-後述する「特許権侵害紛争行政裁決模範確立業務通知の解釈」において、国家知識産権局は、地方の知識産権局に対し、司法試験に合格した法律職公務員を優先的に配置し、行政裁決に従事させるよう指示している。

22-データの捏造、発明の盗用など、出願報奨金目当ての水増し特許出願が問題となっている。

23-<http://www.cnipa.gov.cn/tjxx/index.htm>

24-<http://www.cnipa.gov.cn/docs/20200309165140567125.pdf>

25-「直接裁判所に提訴する」20.3%、「特許管理部門に通報して摘発してもらう」50.7%、「協議により解決」25.8%

(2) 「特許権侵害紛争行政裁決案件処理 指南」

地方の知識産権局が、行政ルートによる特許権侵害紛争処理を行う際のガイドラインとして、国家知識産権局が「特許権侵害紛争行政裁決案件処理指南²⁶⁾」を公布した。

このガイドラインは、特許権侵害紛争に関する行政裁決の基本概念、管轄、証拠、強制執行などの手続き規定、侵害行為の認定及び侵害の判定についてのルールなどを含む詳細な内容となっている。

また、これに先立ち国家知識産権局は、党中央及び国务院の公布した「知的財産権保護の強化に関する意見」に基づき、地方の知識産権局に対し、特許権侵害紛争処理に関する地方法規を起草することを奨励する「特許権侵害紛争行政裁決模範確立業務通知²⁷⁾」を公示し、その地方法規を起草する際の留意事項について指示した。例えば、知識産権局が特許権侵害紛争に係る場合には、「処理する」、「決定を下す」という表現ではなく、「行政裁定を下す」とすべきであるとしている。

この通知により、各地方の知識産権局は、これから積極的に特許権侵害紛争の行政裁定のための地方法規を作成することになると思われる。その際の留意事項について、国家知識産権局はさらに「特許権侵害紛争行政裁決模範確立業務通知の解釈²⁸⁾」を公示し、特許権侵害紛争行政裁決チームの確立、法律職公務員の採用、裁決前に調停を行うことなど具体的な指導意見を述べている。

2020年代においては、中国における特許権侵害紛争処理に関する「行政ルート」の重要性が増加すると共に、各地方においては、地方ごと

に制定された法規に基づいて行政裁定が下されることになると思われる²⁹⁾。

5. ライセンス実務に関連する注目すべき 法改正

この1～2年の間に、知財に係る多くの法律、規則、条例、司法解釈などが、改正され、あるいはこれから改正される予定であるが、ライセンス実務に関連する注目すべき法改正について簡単に触れたい³⁰⁾。

(1) 技術輸出入管理条例

中国企業との技術ライセンスにおいて問題となっていた「権利侵害に対する保証」(24条3項)、「改良技術の帰属」(27条)、「制限的条項の禁止」(29条)が削除され、外国企業に対してのみ義務を強制するという問題は多少改善された。しかしながら技術輸出入管理条例はまだ存続しており、海外との技術の輸出入を管理するというシステムは維持されたままである。中国企業と技術開発契約、技術ライセンス契約を締結する際には、引き続きこの条例に対する留意が必要である³¹⁾。また、技術保証条項(25条)も残されており、保証責任の範囲など、契約作成時に留意すべき点は変わっていない。

(2) 民法典

① 契約法から民法典へ

2020年5月28日、第十三回全人代で「民法典」が採択された(2021年1月1日施行予定)。この民法典は、従来制定されていた個別の法律を一つの法律として集合したものであり、その集合に際して、従来の法律の問題点を修正し、また現状を考慮した条項が追加されている。

26-2019年12月27日、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20191227.pdf

27-2019年11月19日、<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1143845.htm>

28-2019年12月11日、<http://www.sipo.gov.cn/zcfg/zcjd/1144553.htm>

29-江蘇省知識産権局は、行政法執行の全プロセスを系統立てて規定した「専利商標行政法執行規程」を發布した。2020年7月20日付中国保護知識産権網 <http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202007/1953138.html>

30-最近の法改正の内容については、JETRO、中国の法律事務所などから詳細な情報が公表されているので、それらを参照されたい。

31-例えば、中国で研究開発した技術が「制限技術」又は「禁止技術」に該当すると判断された場合には、日本への移転は制限又は禁止される事態になるという問題は解消されていない。米中貿易摩擦の影響で、技術情報の輸出入に関する監視が厳しくなっていることから「制限技術目録」などへの注意が必要である。

技術契約に関する法律規定は、「契約法」に含まれているが、民法典の施行に伴い契約法は廃止され、民法典における「契約編」が適用となる。契約編はさらに、通則、典型契約、準契約に分けられ、技術契約の関連規定は「典型契約」に含まれる。

契約法に規定されていた技術関連規定は、民法典において多少修正されているので留意が必要である。この修正は、技術契約の締結において契約の自由を拡大しようとする民法典の趣旨に沿ったものであることから、外国人にとって不利となる修正ではないという意見もある³²。すでにある契約法に関連する司法解釈³³も、新たな司法解釈に置き換えられていくと予想される。

②懲罰的損害賠償制度の導入

民法典に知財権侵害に対する懲罰的損害賠償の規定が導入された(1185条)。懲罰的損害賠償は、2013年改正の商標法において初めて導入され(商標法 63条)、その後 2019年改正の不正競争防止法にも導入された(不正競争防止法17条)。また、特許法改正草案、著作権法改正草案にも導入されている。懲罰的損害賠償の規定が民法典に導入されたことから、広く知財権の侵害行為に対し懲罰的損害賠償責任を負わせることへの法的根拠となる。政府の方針として、知財権の保護を強化することが打ち出されていることから、今後は、懲罰的損害賠償が科せられるケースが増えると思われる。

懲罰的損害賠償が適用される要件である「故意侵害」には、権利者から複数回の警告を受けた後も、引き続き侵害行為を実施した場合が含まれるので留意が必要である³⁴。

(3) 不正競争防止法

不正競争防止法が、2017年改正に続き、2019年にも改正され、直ちに施行された背景には、「米中経済貿易協定」をめぐる交渉がある。合意された協定書において、「知的財産」は第1章(Chapter 1)に記載され、その中でも「営業秘密」に関する合意内容(Section B)は、知財に関する合意内容の約 1/4を占めている。米中交渉において「営業秘密の保護」をめぐる交渉が重要であったことが分かる。2019年改正の不正競争防止法は「営業秘密の保護」の強化に関する内容に特化されているが、その中でも「立証責任」に関する改正(32条)には特に注目すべきであろう。

一般的に営業秘密の侵害に関する民事訴訟においては、原告による「侵害された事実」、「非公開性」の立証が難しく、勝訴判決を得ることが難しいという問題がある。今回の不正競争防止法の改正においては、侵害の立証責任を被告側に転換したことを特徴とする。すなわち、原告が初歩的な証拠を提出し、主張する営業秘密に対して秘密保持措置を講じたこと、及び営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行った場合には、侵害被疑者は、主張する営業秘密は不正競争防止法上の営業秘密ではないこと、営業秘密に係る行為が存在しないことを立証する責任があるという規定が新しく設けられた。

最高人民法院はこの法改正に関連して「営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(意見募集稿³⁵)を公開している。

中国において、営業秘密盗用(侵害)をめぐる民事訴訟はまだ少なかったが、立証責任が転換されたことなど、営業秘密の保護が強化されたことから、今後は訴訟件数が増加すると予想される。

32- 遠藤誠「契約法及び民法典における「技術契約」関連規定の改正について」、中国知財情報、2020年6月、日本機械輸出組合

33- 例えば「技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈」(2004年12月16日法釈[2004]20号)第10条は、契約法329条における「技術の進歩を阻害」という契約無効事由が、対応する民法典850条において削除されたことから、訂正が必要となる。

34- 「北京市高級人民法院による知的財産権侵害及び不正競争事件における損害賠償の確定に関する指導的意見及び法定賠償の裁判基準」1.15「懲罰的賠償における悪意の認定」https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20200423.pdf

35- 日本語訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20200610_01_jp.pdf

6. 今後の留意点

中国では現在、前述した共産党及び国務院が発表した意見に基づいて、2020年代前半の知財戦略が実行されている。2020年代の政策としての「知財権の保護を強化する」という方針は、今後、法改正、法運用など様々な場面で実現されてくると予想される。

当面の課題として日本企業が留意すべきは、技術開発力が向上した中国企業が、国内外で強固な知財権網を構築していることから、知財権紛争が生じた場合、被告の立場となることが増える可能性が高まっていることである。知財権のエンフォースメント環境が大きく変化しているので、中国における知財紛争の対応方法については、「立証責任の転化」、「懲罰的損害賠償」、「行政ルート」による紛争処理など、今後の動向を留意した検討が必要である。

中国はすでに知財大国であり、制度改革、法律改正、審判決事例など、知財に関する多くの情報を比較的容易に入手することができるが、中国における知財戦略を検討する場合には、これらに加えて共産党、国務院が発表する知財政策についても研究することが欠かせない。

国家知識産権局は、現在、「2035年に向けての知財権強国戦略綱要」を策定中であり、初稿に対する予備的な意見募集を行っている³⁶。この新しい綱要は、知財強国を目指す2035年までの知財戦略を示すもので、その内容が注目される³⁷。

さらに長期的な戦略の基本となるのは「中国製造2025」であり、「国家創新駆動発展戦略綱要」の実践である。中国は、海外からの圧力などにより、「中国製造2025」が掲げる目標を放棄すること、国家主導型の技術開発戦略を変更することはないであろう。

36 - http://www.sipo.gov.cn/gwyzscqzslssgzbjlxkybgs/bwdt_zlb/1148885.htm

37 - 2020年8月8日時点では内容は公表されていない。2020年後半に中央政府で審議される予定。